



九州ENDURANCE FESTA 2019

大会特別規則書



主催:SPA 直入スポーツクラブ/オートポリス倶楽部

承認:一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会 (MFJ)

コース:●SPA 直入コース(1.43Km) ●オートポリスインターナショナルレーシングコース(4.674Km 右周り)

in SPA 直入(GO!GO!5耐) 5.4(sat)-5(sun)

in オートポリス 10.27(sun)

2019年主な変更点

- ◇SPA直入とオートポリスの大会名称が統一され、同一規則で開催されます。
- ◇車両規則は、2019 九州エンデュランスフェスタ共通車両規則として掲載されています。
 - ・ブレーキについて規則が変更されました。(第2条3-6-11、第3条(12)④⑤)
 - ・スプロケット／チェーンについての規則が変更されました。(第2条3-21、第3条(13))

SPA直入

- ◇ライダー登録が最大5名までに変更され、国際ライダー登録人数も変更されました。(第11条)
- ◇燃料給油時の給油方法に関する注意事項追記及びピット滞在時間と服装が変更されました。(第29条(6)②③④)
- ◇ピットロード速度制限が変更されました。(第39条(1))

オートポリス

- ◇予選落ちが発生した場合の決勝選抜方法が追記されました。(第19条)
- ◇燃料給油時の給油方法に関する注意事項が追記されました。(第29条(6)②)

《補足》

スパサンSST250クラスとスパサンNEO STANDARDクラス車両規則の差

SST250:ラジアルタイヤ及びレインタイヤ使用可。オートシフター装着可。

NEO STANDARD:バイアスタイヤのみ使用可(レインタイヤ、タイヤウォーマーの使用不可)。

クイックシフター装着不可。

『九州エンデュランスフェスタ』NEO STANDARDクラスは、SST250クラス車両規則と同一となり、ラジアルタイヤ・レインタイヤの使用が許され、クイックシフターの装着も可能です。

- ◇クォーター250クラスの方は、WT或いはWSクラスへエントリーしてください。

開催にあたって

2011年9月、SPA直入ライディングスクールでお馴染みの『SPA直入インストラクターズwithフィービー』が栃木県 ツインリンクもてぎ開催の『もてぎオープン7時間耐久ロードレース』に参戦してまいりました。

そのレースの趣旨・楽しさ・面白さに感動し是非九州での開催をとの思いから

2012年より『SPA直入 Under250オープン5時間耐久』と称して開催しておりましたが、

2019年よりオートポリスと大会名称を統一し、『九州エンデュランスフェスタ』として、同一規則の下開催する事となりました。

是非、皆様にこのレースを体験していただきたいと思います。

九州エンデュランスフェスタ大会事務局

大会特別規則書目次

ロードレースにおける二次災害の防止について・サーキット走行に関する規則	1
競技参加にあたってのお願い	3
第1章 総則	
第1条 大会名称	4
第2条 開催会場	4
第3条 主催者	4
第4条 開催日	4
第5条 大会役員	4
第6条 参加申込方法及び申込期間	4
第7条 参加定員・出場台数	6
第8条 出走の取消	6
第9条 参加受理・参加拒否	6
第10条 ライダーの参加資格について	6
第11条 ライダーの登録	6
第12条 ピットクルーの登録義務、および参加資格について	7
第13条 オートポリスライセンス未取得の方のスポーツ走行について	7
第2章 車両装備規定	
	7
第3章 車両の変更	
第14条 車両の変更	7
第4章 参加者の遵守事項	
第15条 参加者の遵守事項	7
第5章 公式通知・選手受付・公式車検・公式予選	
第16条 公式通知	8
第17条 選手受付	8
第18条 公式車両検査	8
第19条 公式予選	9
第20条 決勝選抜方法	9
第21条 スタートグリッド	9
第6章 決勝レース	
第22条 決勝レース時間	10
第23条 スタート前チェック	10
第24条 スタート前の遵守事項	10
第25条 決勝レースのスタート	10
第7章 ピット作業と車両修理	
第26条 レース中のピット作業	10
第27条 レース中の車両修理	11
第28条 ピットサイン	11
第29条 決勝時のライダー交替	11
第8章 燃料補給	
第30条 レース中における燃料補給	11

第9章 レースの一時停止

第31条 フルコースコーション(競技の一時中立化)	12
第32条 競技の中断	13~15

第10章 レースの終了と順位の設定

第33条 レース終了	15
第34条 順位および完走の認定	15
第35条 レース終了後のパドックインと暫定表彰	16
第36条 入賞車両の車両保管および再車検	16

第11章 走行中の遵守事項

第37条 走行中の遵守事項	16
第38条 妨害行為	16
第39条 ピットストップ	16
第40条 ピットインおよびピットアウト	17
第41条 停止	17
第42条 救済措置	17
第43条 リタイヤ	17
第44条 抗議	17

第12章 レースの延期および中止

第45条 レースの延期および中止	18
------------------	----

第13章 賞典

第46条 賞典	18
---------	----

第14章 主催者の権限

第47条 主催者の権限	18
-------------	----

第15章 損害の補償・大会役員責任

第48条 損害の補償	18
第49条 大会役員責任	19

第16章 その他

第50条 大会特別規則ブルテン	19
第51条 負傷時の医療室受診義務	19
第52条 規則の施行	19

ロードレースにおける二次災害の防止の遵守事項

《転倒、または故障停止したら》

★二次災害防止を基本的に

転倒したら二次災害の防止。つまり、後続車にひかれる、あるいは後続車を転倒させる等、事故の増大を防止するよう心がけてください。

★まずはとにかく逃げる

転倒したら、まず安全な所にできるだけ早く逃げてください。体が動く時はコース上にとどまらず速やかに対応してください。特にオイルによる転倒は、後続車も同じところに次々と転倒して来ます早く逃げないと大変危険です。

★後続車への合図

ポストから黄旗が振られますが、できる限り後続車に知らせる努力をしてください。(危険を冒す必要はありません、自分の安全確保が最優先です)タイミングを見て電源と燃料コックを OFF にして火災やガス漏れの防止をしてください。

★障害物のかたづけ

オフィシャルと協力して散乱部品のかたづけを素早く行ってください。オイルやガソリンがこぼれていたら処理作業も素早く行ってください。ただし安全上走ってくるレーサーに絶対背中を向けないように作業してください。

★コース内はヘルメットを

自分が転倒した場所は他のライダーも転倒しやすい場所です。いつ飛び込まれるかわかりません。ガードレールの外に出るまではヘルメットは被ったままで行動してください。コース内(グリーンも含む)にライダーがいる間は黄旗が振られ、追い越し禁止です。他のライダーを拘束しますので、できるだけ早くコース外に退場してください。

★再スタート

マシンが再スタート可能かどうかの確認を必ずしてください。

マシンの点検はコース内の危険な場所では行わないでください。オフィシャルの指示に従いできるだけ早く安全な場所に移動してください。

1) オイル、ガソリン、冷却水、ブレーキ・クラッチオイル等の漏れが無いか確認してください。

もしも漏れがあった場合は、無理にピット帰還はしないでください。

2) 走行に危険のある部分の破損、重要保安部品の破損が無いか、また破損部分が鋭利になり二次被害を与えないか確認をしてください。

3) カウリングやシュラウド内に泥、砂利、草等が入っていないか確認し、またタイヤに泥が付着したままライン上に復帰してはいけません。後方の安全を十分に確認して余裕を持ってコースに復帰してください。

★転倒車両を見たら

転倒したマシンはオイル・ガソリン等をこぼす可能性があります。

走行中に転倒者を目撃したら次の周には充分注意をして通過してください。

サーキット走行に関する規則

1. 目的

本規則は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(以下MFJという)が、ロードレースコース(サーキット)において練習、レースを含むサーキット走行する際の基本的な走行方法マナーを示す為の規則です。

2. 定義

2-1 サーキット走行とは、全ての者が、練習およびレースにおいてその持ちうる技量および車両の能力において、できうる限りより速く、かつ安全に走ることを目的として走行することを言います。

2-2 レコードラインの定義

レコードラインとは、そのサーキットを無理なくできうる限りより速く、かつ安全に走る為の理想的走行ラインを言います。

2-3 スロー走行とは、ライダー、マシンのトラブル、サーキット初心者の走行、慣らし走行、コース完熟走行、下見走行をいい、基本的にはピットロードがある側のコース左端を走行してください。

3. サーキット走行における遵守事項

サーキットを走行する際は、各サーキット毎に定められた規則を熟知し、当該施設の指導員・係員、

オフィシャル等の指示に従ってください。

3-1 優先権

3-1-1 サーキット走行においては、基本的にレコードラインを走行する者に優先権があります

3-1-2 スロー走行中の者は、レコードラインを走行する者を妨げてはいけません。

スロー走行車は基本的にはコースのピットロードがある側のコースの左端を走行してください。

3-1-3 ピットロードにおいては、ピットインしてくる車両(先にピットロードを走行している車両)に優先権があります。

3-1-4 ピットアウトしてコースに復帰するライダーは、ピットロードを出て最低でも2コーナー出口に達するまでは、コースピット側コース左端を走行しなければならず、その間、後方から近付く車両の走行は妨げてはならない。レコードラインへの合流に際しては、十分な速度まで加速してください。

3-2 走行中の遵守事項

3-2-1 シグナルおよびフラッグシグナルを確認し、その指示に従う義務があります。

3-2-2 通常予想できない地点での不必要な急減速をしないでください。

3-2-3 いかなる場合も、逆方向への走行あるいは規定外のコースを走行してはいけません。

3-2-4 直線部分では、前車を追い越す以外の目的で進路を著しく急激に変更することは禁止されています。

3-2-5 他のライダーの走行を妨害するような走行は避けてください。

3-2-6 必要以外にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離し、外に突き出したりするような危険な姿勢はとらないようにしてください。

3-3 転倒・コースアウト

3-3-1 コースアウト

3-3-1-1 もしコースアウトしたら、復帰する場合は後方を確認したのちコースに復帰してください。

転倒した場合は、マシンの確認(破損・オイル漏れ・グラベルの砂利等)も留意し、コースを汚さないよう注意してください。

3-3-1-2 トラブル等で走行を止める場合は、マシンをコース外の安全な場所に止めてから退去してください。

3-3-2 転倒

3-3-2-1 自分が転倒した場合は、2次災害の防止(後続車にひかれる、あるいは後続車を転倒させる等の事故の増大を防止)してください。

3-3-2-2 転倒したらまず安全なところに非難すること、特にオイルによる転倒は、後続車も同じ場所で続々と転倒してくる可能性があるので注意してください。

3-3-2-3 安全な場所から、でき得る限り後続車に知らせる努力をすること。安全なタイミングを見て電源と燃料コックをオフにして火災やガスも漏れを防止する。また可能な限り散乱部品を撤去するようお願いいたします。

3-3-2-4 ガードレールの外に出るまでは、ヘルメットを着用してください。

3-3-2-5 転倒したマシンは、オイル・ガソリン等をこぼす場合が多いので、転倒車両を目撃したら次の周回は充分注意して走行してください。

3-3-3 コースへの復帰

3-3-3-1 安全な場所にてマシンが走行可能かどうか確認してください。

3-3-3-2 オイル・ガソリン・冷却水・ブレーキ & クラッチオイル等の漏れが無いか確認してください。

漏れが有る場合は無理にピットには帰還しないようお願いいたします。

3-3-3-3 走行に危険がある部分の破損、重要保安部品の破損または破損部分が鋭利になっていないか確認すること。発見された場合再スタートは控えるようお願いいたします。

3-3-3-4 カウリング内に泥、砂利、草等が入っていないか確認し発見した場合は可能な限り除去してください。またタイヤに泥が付着したままライン上に復帰してはいけません。

3-3-3-5 後方の安全を充分に確認して十分な余裕を持ってコースに復帰してください。

3-3-4 マシントラブル

3-3-4-1 走行中にマシントラブルに見舞われた場合、レコードラインを走行するライダーの妨げにならないようピットに戻ることはできるが、後方の安全を確認し合図をしてからピット設置側(コース左端)を走行してください。

3-3-4-2 コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、スロー走行でピットに戻ろうとはせずに、速やかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めてください。

3-3-4-3 車両は自己の責任において安全装備等各サーキットにて要求される仕様を満たし、完全に整備されている事が前提です。

3-3-5 ピットイン

3-3-5-1 ピットインする車両のライダーは、ピットロード入り口手前より後方を確認したのち、ピット側(コース左端)に車両を寄せ、手または足でピットインの合図を行った後、安全を確保しピットロードを徐行してください。

3-3-5-2 ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近いピットロードからピットエリアに入り、自己のピットにできるだけ寄せて停車してください。

3-3-5-3 ピットロードのスピード制限は当該サーキットの規則に従ってください。

3-3-5-4 ピットロード、サインエリアでのピットクルーは、走行車両に優先権があることを認識し、自己の責任において安全を確保するものとします。ピットクルーが規則に従わない場合も当該チーム、ライダーが責任を追うこととなります。

3-3-6 その他

3-3-6-1 常にスポーツマンとしての態度を保ち、品格を疑われるような言動は慎むようお願いします。

3-3-6-2 走行時はアルコール類あるいは薬品(興奮剤等)の使用を禁止します。

4. 損害に対する責任

4-1 走行中自己の車両およびその付属品・安全装備等が破損した場合、またはサーキットの付帯設備等を破損した場合も、その責任は自己が負わなければならないことを認識しておいてください。

4-2 走行に際して起こった負傷等は、参加者自らが責任を負うものとします。

—MFJ国内競技規則書引用—

競技参加にあたってお願い

★ 黄旗区間について

レースで黄旗区間の走行ルール違反が頻繁に発生しております。

黄旗は皆さんご承知の通り「追い越し禁止」を意味する旗ですが、実は「追い越し禁止」だけを意味するフラッグ(シグナル)ではありません。本来は、「前方に危険がある」「減速せよ」という意味を表すフラッグであり、「追い越し禁止」はあくまでも安全確保の為に義務付けていることなのです。黄旗が掲示されている区間には転倒ライダーおよび車両等が存在し、またそれを救助・撤去するオフィシャルが活動を行っています。黄旗は当然、参加ライダー全て(転倒者だけでなく走行車も含みます)の安全を守る為に掲示されるものであり「黄旗を見ていなかった」「追越しにはならなかったので減速しなかった」と言うライダーがいる状況では、転倒ライダーの救助、マシン・落下物の撤去を安全に行うことができません。ましてや黄旗区間での追い越し行為(レース状態の継続)、転倒する、二次災害を引き起こす等は絶対にあってはならない事であり、重大な規則違反になります。

★ 競技車両の整備の徹底について

競技中のパーツの脱落及びオイル漏れについてですが、競技中のマシントラブルはトラブルを起こしたライダーばかりでなく、後続のライダーの転倒・負傷を招いたり競技運営の妨げになってしまいます。昨年も、このような事故が数件発生しております。最悪のケースですと競技時間の短縮も充分に考えられます。走行前に今一度マシンのチェックを行い完全に整備された状態の競技車両でレースに出場するよう心掛けてください。

《公 示》

本競技会は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会の発行する国際スポーツ憲章・FIM 競技規則に基づいた、2019 MFJ国内競技規則および、本競技会大会特別規則及び2019 九州エンデュランスフェスタ共通車両規則に基づいて開催される。

第1章 総則

第1条 大会名称

2019 九州エンデュランスフェスタ in SPA直入(GO! GO! 5耐)
2019 九州エンデュランスフェスタ in オートポリス

第2条 開催会場

(株)オートポリス
SPA直入コース(左回り 1. 43km) ※以下 SPA直入と表記する
オートポリスインターナショナルレーシングコース(右回り 4. 674km) ※以下 オートポリスと表記する

第3条 主催者

SPA直入スポーツクラブ
オートポリス倶楽部

第4条 開催日

SPA直入
2019年5月4日(土) 公式予選・3時間決勝レース
5月5日(日) オープン5時間耐久決勝レース(35台以下の場合、5日のみ開催)
オートポリス
2019年10月27日(日) 公式予選・オープン4時間耐久決勝レース(JSB1000併催)

第5条 大会役員

公式プログラム又は公式通知に示す

第6条 参加申込方法及び申込期間

(1)参加申込受付期間

SPA直入

早期割引申込期限	申込締め切り	申込決済期限
3月26日(火) ~4月5日(金)	4月15日(月)	4月21日(日)

オートポリス

早期割引申込期限	申込締め切り	申込決済期限
9月17日(火) ~9月27日(金)	10月7日(月)	10月13日(日)

(2)お問合せ先

SPA直入

主催者詳細	参加申込先及びお問合せ先
●SPA直入 〒878-0403 大分県竹田市直入町上田北浦原510-15	●(株)オートポリス SPA直入 〒878-0403 大分県竹田市直入町大字上田北字浦原510-15

●SPA直入スポーツクラブ(SNSC) 〒878-0403 大分県竹田市直入町上田北浦原510-15	TEL 0974-75-3191 FAX 0974-75-3195 九州エンデュランスフェスタinSPA直入大会事務局宛
--	--

オートポリス

主催者詳細	参加申込先及びお問合せ先
●オートポリス 〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田1112-8 ●オートポリス倶楽部(APC) 〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田1112-8	●(株)オートポリス オートポリス 〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田1112-8 TEL 0973-55-1111 FAX 0973-55-1113 九州エンデュランスフェスタinオートポリス大会事務局宛

(3)参加料及び申込方法

SPA直入

チーム編成		参加料金 (本体価格)	税額(8%)	合計
1チーム (2名~4名)	早期割引料金	37,963円	3,037円	41,000円
	早期割引期限以降	40,741円	3,259円	44,000円
1チーム 5名	早期割引料金	42,593円	3,407円	46,000円
	早期割引期限以降	45,371円	3,629円	49,000円

※チーム内にコースライセンス会員以外の方がいる場合、1名につきプラス1,000円
※2019年度中に消費税率の変更があった場合は、新税率を適用する。

オートポリス

チーム編成		参加料金 (本体価格)	税額(8%)	合計
1チーム (2名~4名)	早期割引料金	33,334円	2,666円	36,000円
	早期割引期限以降	37,038円	2,962円	40,000円

※チーム内にコースライセンス会員以外の方がいる場合、1名につきプラス1,000円
※2019年度中に消費税率の変更があった場合は、新税率を適用する。

- 1) 参加申込受付期間は、上記(1)の通りとする。
- 2) 参加申込は、原則WEBエントリーのみとする。但し、やむを得ない理由により特別に事務局が認めた場合に限り、書面による申込も可。
尚、申込締め切り以降の出場取り消しは不可とする。

WEBエントリー先



https://www.ms-event.net/apweb/user/?a=race.race_entry_list

- 3) ライダーが満20才未満の場合、参加申込書の誓約書欄に親権者又は保護者の署名と実印の捺印とその印鑑登録証明書(3ヶ月以内に取得したもの)が必要となる。

第7条 参加定員・出場台数

SPA直入

- (1)参加台数は70台以下とする。(先着順)
※参加申込受付期間内であっても、定員になり次第申込受付は締切る。
- (2)5時間決勝レースへの出場台数は下記(3)~(4)の合計最大35台とする。
- (3)主催者が招待した最大5台。
- (4)上記(3)の規定により出場する台数を35台から減じた台数を公式予選により選抜する。
- (5)参加台数が45台を超えた場合3時間決勝レースを開催する場合がある。3時間決勝レースには5時間耐久レースに出場出来なかったチームのみ出場することができる。

オートポリス

- 参加台数は50台以下とする。(先着順)
※参加申込受付期間内であっても、定員になり次第参加申込受付は締切る。
※50台に加えて、主催者が招待した最大5台を出走させる場合がある。

第8条 出走の取消

参加申込を行ったライダーが、何らかの事情により出場を取り消す場合、申込締め切り期限までに大会事務局に連絡しなければ、参加料の返却を受けられない場合がある。(事務手数料¥2,000)

第9条 参加受理・参加拒否

- (1)主催者は参加者に対して、その理由を明らかにすることなく申込を拒否又は無効とする権限を有する。
- (2)参加拒否された参加者に対しては、参加料から事務手数料2,000円を差引いて返還する。
- (3)一旦正式受理(申込締め切り期限以降)された参加料は一切返還しない。

第10条 ライダーの参加資格について

当該年有効なMFJ競技ライセンス(国際・国内・フレッシュマン・ジュニア)をお持ちの方
本大会の趣旨、競技規則、誓約書の内容を理解し遵守できる方。

※満20才未満の場合、参加申込書の誓約書欄に親権者又は保護者の署名と実印の捺印とその印鑑登録証明書(3ヶ月以内に取得したもの)が必要となる。

※フレッシュマン及びジュニアライセンス所持者の方は、SPA直入:2019/5/4(土)／
オートポリス:2019/10/26(土)に行われる講習会受講が義務付けとされる。

第11条 ライダーの登録

SPA直入

- (1)参加申し込み時に参加車両1台につき、2名~5名のライダーを登録しなければならない。**
- (2)第1ライダー、第2ライダーはMFJ国内ライセンスライダー以下とし、第3~第5ライダーは国内または国際ライセンスライダーとしなければならない。ただし、国際ライセンスライダーの登録は2名までとする。**

	国内ライセンスライダー以下	国際ライセンスライダー
第1ライダー	○	×
第2ライダー	○	×
第3ライダー	○	○
第4ライダー	○	○
第5ライダー	○	○

オートポリス

- (1)参加申し込み時に参加車両1台につき、2名~4名のライダーを登録しなければならない。
- (2)第1ライダー、第2ライダーはMFJ国内ライセンスライダー以下とし、第3~第4ライダーは国内または国際ライセンスライダーとしなければならない。ただし、国際ライセンスライダーの登録は1名までとする。

	国内ライセンスライダー以下	国際ライセンスライダー
第1ライダー	○	×
第2ライダー	○	×

第3ライダー	○	○
第4ライダー	○	○

- (3)参加申込開始時(SPA直入:3月26日/オートポリス:9月17日)時点で50歳以上のライダーは、MFJ国際ライセンス区分であっても、国内ライセンス扱いとする。また、MFJ国内ライセンスライダーであっても2014年～2019年に降格申請を行ない、MFJ国際ライセンスからMFJ国内ライセンスに降格したライダーは、MFJ国際ライダーとして扱う。
- (4)全てのライダーは、他チームのライダーとして重複登録はできない。(※ ピットクルーとしての登録は可)
- (5)ライダー登録にて、偽りの申請をした場合はエントリーの取り消しもしくは、失格となる。
- (6)参加受理書発行後、止むを得ない事情によりライダーの登録順序を変更しようとする場合は、事務局に申請し許可を得なければならない。

第12条 ピットクルーの登録義務、および参加資格について

- (1)チームに対してピットクルー及びヘルパーは、参加受付時に登録された1名～5名が認められる。ただし、このピットクルー及びヘルパーは、同じチームのライダーとして登録されてはならない。ピットクルー及びヘルパーの構成は以下の通りとする。
- 監督(チームの総責任者) ……1名(ピットクルー・ヘルパー・ライダーとの兼任可)
 - ピットクルー・ヘルパー ……4名以内
- (2)チームの構成は、最低限ライダー2名とピットクルー1名以上とすること。ピットクルーには、当該年度有効なMFJピットクルーライセンスが必要。ヘルパーには必要ありません。ピットロード側ピット前作業エリアでの作業、プラットホームでの作業(サインボード等)には、ピットクルーライセンスが必要です。パドック・ピット内のみでの作業・ライダーサポートの方は、ヘルパー登録としピットクルーライセンスは、必要ありません。登録は何れも、16才以上の方に限られます。

第13条 オートポリスライセンス未取得の方のスポーツ走行について

- 暫定ライセンス(5,000円)の取得が必要です。有効期限は、レース開催日前週の金曜日～レース開催日の10日間、スポーツ走行料金は、(1本券:プラス1,080円、フリー券(SPA直入のみ):プラス3,240円)となります。共通化された(SUGO・岡山国際サーキット)会員の方は、暫定ライセンス取得義務は有りません。年間を通しスポーツ走行(1本券:プラス1,080円、フリー券(SPA直入のみ):プラス3,240円)可能です。※講習が必要となりますので予めご予約をお願いします。

第2章 車両装備規定

別冊 2019 九州エンデュランスフェスタ共通車両規則にて定められ、その規則に基づいて開催される。

第3章 車両の変更

第14条 車両の変更

出場登録した車両の変更はやむを得ない場合のみ認められる。ただし、変更後の車両が当初エントリーしたクラスと異なるクラスの車両であってはならない。

- ①参加受理後、(SPA直入:5月3日(金)/オートポリス:10月25日(金))までに出場登録済の車両を変更する必要がある場合は、車両の変更申請を行い、大会事務局がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。この場合、変更内容が公式プログラムに反映できない。
- ②参加受付(SPA直入:5月4日(土)/オートポリス:10月26日(土))以降に競技に出場する車両を変更する場合は変更申請を行い、競技監督が、転倒等で安全上問題があると認めた場合に限り、車両の変更が認められる。(ただし、変更後の車両は新たに車両検査を受けなければならない)

第4章 参加者の遵守事項

第15条 参加者の遵守事項

- (1)すべての参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従わなければならない。
- (2)バイク・スクーター・自転車などを使用しての移動はマナー・モラルを守ること。バイク・スクーターは必ずヘルメットを被ること。2人乗りは禁止とする。マナー・モラルを守れない場合チームに罰則を科す場合がある。
- (3)参加者は、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなければならない。
- (4)参加者は、競技中または競技に関係する業務についているときは、薬品などによって精神状態を繕たり、飲酒してはならない。
- (5)許された場所(パドック内喫煙所)以外での喫煙は厳禁とする。パドック内については、火気厳禁とする。
- (6)事務局の許可なく、ピット・パドックの占有をしてはならない。|(ガムテープ・タイヤ等による場所取りをした場合、荷物を撤去する場合がある。)|
- (7)使用済みのタイヤは、パドック等に放置せず必ず参加者が持ち帰ること。
- (8)チーム監督は、自身の言動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。トラブルが生じた場合は、失格、退場等の罰則を課す場合がある。
- (9)ブリーフィングには、出走するライダー全員の出席が義務付けられる。遅刻/早退/欠席した場合、罰則が科せられる場合がある。日時・場所ならびに対象者が指定される場合は公式通知に示す。
- (10)負傷した際は、必ずサーキット内医務室にて診断を受けなければならない。受診していない場合、見舞金制度の適用から除外される。

——第5章 公式通知・選手受付・公式車検・公式予選——

第16条 公式通知

- (1)本規則に記載されていない競技運営に関する実施細則、又は変更点、及び参加者への指示事項は公式通知によって示される。
- (2)公式通知は申込締め切り後に発表される。

第17条 選手受付

- (1)参加申し込みが正式に受理された参加者には、公式通知に示される参加受付会場で腕章・トランスポンダーなどが正式参加受理書と引換えに交付される。
- (2)参加受付時に次のものを提示もしくは提出しなければならない。
 - ①参加受理書
 - ②MFJライセンス(開催日当日に有効なもの)(ライダー・ピットクルー)
- (3)車両仕様書(必要項目をすべて記入し、参加受付にて参加受付終了印をもらわなければ車検は受検できない。)
- (4)申込用紙誓約書(必ず自署・捺印のこと)※FAX等で申込事務局に申込用紙原紙が届いていないチームのみ
※未成年者の誓約書・親権者同意書には実印を押印すること。
- (5)各腕章は、紛失や破損が生じた場合には、製作・修理費用(腕章1枚につき1,000円)を徴収する場合がある。

第18条 公式車両検査

- (1)参加車両の公式車両検査は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って、所定の車両検査区域で行う。
- (2)参加ライダー又はピットクルーは車両と共に指定時間までに下記の提示物を持参し、提示しなければならない。
○車両仕様書(参加受付完了印のあるもの)
- (3)公式車両検査を受けない車両あるいは検査の結果、参加不相当と判断された車両はレースへの出場が拒否される場合がある。
- (4)ライダーが競技中に着用しなければならないものとして車両検査の際、車両検査役員によって点検を受けるものは下記のとおりとする。
 - ①ヘルメット
 - ②ブーツ
 - ③グローブ
 - ④ライダースーツ
 - ⑤脊椎パット
 - ⑥チェストパット
 - ⑦ヘルメットリムーバー
- (5)スペアタンク、スペアサイレンサーについては、公式通知に示される時間にて車検員によって点検を受けなければならない。
- (6)競技車両へのカメラ搭載については、事務局に申請し競技監督の許可を得た上、車検において取り付け状態の確認を受けること。

第19条 公式予選

- (1)SPA直入:第1もしくは、第2ライダーの記録したベストタイムにより予選順位を決定する。
オートポリス:公式通知により示される。
- (2)それぞれのライダーは指定された枠内で走行する。
- (3)SPA直入:第3ライダー～第5ライダー／オートポリス:第3ライダー・第4ライダーは、指定された走行枠内で走行するものとするが、出走は義務付けない。また、そのラップタイムは予選タイムに採択されない。
- (4)タイム測定で、同一タイムを複数の車両が記録した場合は、各チームのセカンドラップタイムにより順位を決定する。

第20条 決勝選抜方法

各コース耐久決勝レース出場チームは、公式予選の正式結果に基づき、以下の方法でクラス毎に選抜する。

- ①参加申込台数が3台未満のクラスは、そのクラスを不成立とし、下記表の一つ上位のクラスに統合されるものとする。

クラス
BRAVE
WT
WS
NST Ninja
NST R25
NST VTR
NST Ninja-SL
NST CBR
AT
NST G310R
AS

- ②BRAVEが不成立の場合、WTに統合されることとする。
- ③参加受付総台数に対する、クラス別参加受付数の構成比率を求める。
- ④第7条の(4)を③により求めた構成比率で按分し、クラス別の選抜台数を決定する。
小数点以下の台数が発生した場合、一旦切り捨てにてクラス別選抜台数を決定する。
第7条の(4)で規定された台数に満たない場合は、小数点以下の台数の多いクラスから順に第7条の(4)で規定された台数に達するまで配分する。
- ⑤④によって決定されたクラス別選抜台数が大会事務局より公示される。
- ⑥最終的な各クラスの選抜台数は主催者にて決定される。
- ⑦主催者により招待されるチームについては、上記方法によるクラス毎選抜台数には加味しない。
- ⑧全ての公式予選結果並びに決勝レース出場者の選抜に対する最終判断は、大会審査委員会に委ねられる。

第21条 スタートグリッド

第20条の規定に基づき選抜された各コース耐久決勝レース出場車両のスタートグリッドは以下の順に決定される。

- (1)主催者により招待されたチーム以外は、公式予選の最高ラップタイム順にSPA直入:最大35番手まで、オートポリス:50番手までのグリッドが決定される。
- (2)全てのグリッド順の最終判断は大会審査委員会に委ねられる。
- (3)主催者により招待されたチームの車両については、上記(1)の後方へ公式予選の最高ラップタイム順に配列される。
- (4)SPA直入での5時間耐久に出場できなかった場合の3時間決勝レース出場車両のスタートグリッドも、公式予選の最高ラップタイム順に決定される。

第6章 決勝レース

第22条 決勝レース時間

SPA直入

決勝レース時間は5時間とする。また、参加台数が45台を超えた場合、決勝前日に3時間決勝レースを開催する場合がある。3時間レースには、第7条により5時間決勝レースに出場できなかったチームのみ出場することができる。

オートポリス

決勝レース時間は4時間とする。また、最大出走台数は50台と主催者が招待した台数とする。

第23条 スタート前チェック

タイムスケジュールに従って、決勝レース出場者は、指定された場所にて、必ずスタート前チェックを受けなければならない。チェックを受けるものは、公式車検にて合格した車両とする。車両は決勝レースが走行できる状態で持ち込むこと(転がし用タイヤの装着は禁止)。スタート前チェック終了後、ブリーフィングが終了するまで、車両保管を行う。車両保管中は、競技役員が許可若しくは、指示した場合を除き、車両に対し如何なる作業もしてはならない。

第24条 スタート前の遵守事項

ライダーは公式通知に示された時間までに所定の待機場所に集合し、車両と共に車検員のスタート前チェックを受けなければならない。定められた時刻までに集合せず、またスタート前チェックを受けなかったライダーおよび車両はコースインできない。コースインは全て車検員の許可と、ピット審判員/進行員の指示誘導にしたがって行わなければならない。

第25条 決勝レースのスタート

- (1)スタートは、SPA直入:ローリングスタートとする。詳細は、別途スタート進行表による。
オートポリス:ル・マン式とする。ただし、決勝出走台数が40台以上の場合、スタッガードスタートを併用する。
スタート進行の詳細は別途公示する。
- (2)スタート位置はスターティンググリッド順とする。
- (3)スタートライダーは各チームの責任において選出すること。その際、ライダーの経験・技量等を熟慮しチーム内で一番安全にスタートできるライダーを選出すること。スタート時にオフィシャルチェックを行う。
- (4)ライダーの走行順序は問わない。
- (5)サイティングラップおよびウォームアップラップに出走しないチームは罰則が科せられる。
- (6)スタート進行の詳細は公式通知及び、ライダーズブリーフィングにて知らされる。
- (7)サポートライダーは、プラットホームより車両の後尾をささえ、他のチーム員はプラットホーム内あるいはピット内に待避しなければならない。また、マシンを支えるサポートライダーはスタート合図が出された後はハンドル周辺に触れることは禁止される。
- (8)スタート合図はフラッグタワーにて日章旗により行われる。
- (9)スタート時、エンジンが始動しない場合プラットホーム先端かフラッグタワー下のゲートよりピットロードに移動し、指定ピットに帰りメカニックの作業を受け再スタートする事が出来る。
この際役員の指示に従って行動すること。
- (10)反則スタートに対しては、次の通り罰則を科すものとする。
 - (1)ジャンプスタート……ライドスルー
 - (2)ピットクルーの違反……60秒加算または失格
 - (3)その他……審査委員会による

——第7章 ピット作業と車両修理——

第26条 レース中のピット作業

- (1)ピット作業とは、工具や部品等で車両に対して手を加えること、燃料補給およびライダーの乗降行為を言う。
- (2)競技中の車両がピットインしたとき、当該車両のピットクルーは自己のピット前の停車区域に出て作業することができる。ピット作業の場合を除いて停車区域に出ること、部品や工具を停車区域に置くことは禁止される。

- (3)決勝レース中の修理および燃料補給の担当者は、その車両に登録されたライダーおよびピットクルーとする。
- (4)ピットレーン、ピットサインエリアでのカカトの覆われていない履物の使用は禁止される。

第27条 レース中の車両修理

- (1)決勝レースおよび公式予選中の車両の修理、調整、部品交換などは、競技車両に積み込んである部品と工具、あるいはピットに準備してある部品と工具によって行なわなければならない。また、ピット作業では、電動工具（扇風機含む）、タイヤウォーマーおよびエアツール（エアガンは除く）を使用してはならない。
- (2)フレーム、クランクケース、ギヤボックスケース以外の全ての部品を交換することができる。
- (3)レース中、転倒により燃料タンクを破損した場合は、燃料タンク（燃料が空の状態のもの）の交換が許可される。ただし、この場合のスペアタンクは所定の時間内に検査されたものとする。給油については第33条に従って行われる。サイレンサーを破損して交換する場合も同様とする。
- (4)ピット以外の地点で停車した車両に対して、その車両に積み込んであるもの以外の部品、工具による修理、調整、部品交換を行うこと、および当該競技車両のライダー以外がそれらの作業にあたることは厳重に禁止される。
- (5)ピット以外の地点で(4)の作業を行うときは、他の車両の、走行の支障にならない場所に停車しなければならない。
- (6)競技中の車両は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行したりしてはならない。ただし、競技役員が保安目的で車両を移動させたり処置する場合、当該車両のライダーとピットクルーが救済措置のため運ばれてきた車両を自己のピット前まで運ぶ場合、および自己のピットを通り越した車両を停車区域内に押し戻す場合はこの限りではない。
- (7)転倒等で車両にトラブルが発生して救済された車両は、再スタートに際し車検員による検査を受けなければならない。

第28条 ピットサイン

- (1)ピットサインは登録されたピットクルーが、指定の腕章を着け（SPA直入のみ）、ピットサインエリアまで出てサインを送ることができる。
- (2)ピットサインエリアには、1チーム4名まで入ることができる。
- (3)ピットサインエリアまで出入りする際にはピットインおよびピットアウトする車両に充分注意するとともに、車両の通行を妨げてはならない。
- (4)停車区域およびピットサインエリア内では風で飛ばされやすいものを設置または身に付けてはならない。
- (5)ピットサインエリア内には固定式パラソル（幅2m までのもの）を設置してもよいが、固定のためのアタッチメント等を含め、コース側にはみ出してはならない。ピットサインエリア内で人の通行の妨げにならないようなものにする
- こと。
- (6)レースのスタート時には、ピットサインエリア内の立ち入りは禁止とする
- (7)無線機、携帯電話等の使用は禁止される。

第29条 決勝時のライダー交替

- (1)登録されたライダーの内、最低2名は必ず1回は走行しなければならない。
燃料補給時は必ずライダーを交替しなければならない。
- (2)国際ライセンスライダーは、チームとして（SPA直入：最大2回／オートポリス：最大1回）までの走行に限られる（登録人数に関わらず）。
- (3)1名のライダーが連続して走行できる時間は60分以内とする。
- (4)チーム監督はライダー交替をすみやかにピット審判員に届けなければならない。
- (5)救済措置を受け、再スタートの際にライダー交替する場合は、その旨を、ピット審判員に届けなければならない。

第8章 燃料補給

第30条 レース中における燃料補給

- (1)決勝レース中の燃料補給は各自のピット前にて行う。
- (2)給油装置は、主催者の貸与する給油装置のみ使用することができる。
- (3)レース中において、車両の燃料補給の際、チーム監督は必ずピット監視員にその旨を報告し、その了解を

得なければならない。

- (4)燃料補給中は必ずエンジンを停止すること。
- (5)燃料補給中ピット要員1名は必ず消火器(3.0kg 以上相当のもの1 本以上)(消火器については、監督、ライダー、ピットクルーのいずれか1名により代行してもよいものとする。※ヘルパーは不可)を持って作業中待機していなければならない。また、こぼれた燃料、オイル等は必ず拭きとらなければならない。
- (6)燃料補給は、車両がスタンドによって完全に支持された状況の下で行なわなければならない(スタンドの構造・支持方法は問わない)。また、燃料補給中はそれ以外のすべての作業は禁止される(スクリーン清掃・ホイールのマーク合わせ等も含む)。燃料補給中、ライダーはマシンに乗車してはならない。
- ※ 燃料補給作業とは、給油装置を燃料タンクに接続した状態を指す。

- ①決勝レーススタート前の給油量の制限は行わない。
- ②1度のピットインでの燃料補給量は5リットル以下とする。5リットルは、主催者が貸与する給油装置を使用して1回で給油できる量とする。

上記、燃料補給量5 リットル以下は、給油装置を指定された地面に置いた際、樹脂製ノズル内(下記補足写真参照)に燃料が無い状態とする。「ノズル部分(根元から先端までの全ての範囲)には、ガソリンを入れないこと」※ノズル部分にガソリン油面が見えてはならない。

この範囲内にはガソリンを入れることができない



- ③燃料補給を伴うピット作業を行う場合、ピット滞在時間が管理される。ピット滞在時間は、各クラス以下の表の通りとし、この滞在時間はゴールラインブリッジ横からピットロード出口信号までの間での滞在時間とする。

ピット滞在時間	
4分間	BARAVE・WT
3分間	WS・NST・Ninja・NST-R25・NST-VTR
2分間	NST・Ninja-SL・NST-CBR・NST-G310R

- ④給油に携わるピットクルー全員は、化繊素材の服およびサンダルの着用は禁止とする。綿100%などの難燃素材を着用し、長袖・長ズボンであること。また顔面保護の為ゴーグルまたはシールド付のヘルメットを装着することを強く推奨する。

第9章 レースの一時停止

第31条 フルコースコーション(競技の一時中立化)(事故発生時に競技監督の判断によって、セーフティーカーが介入してレースを一時中立化し、スロー走行で先導し、その間に事故処理を行う方法)

- (1) 競技監督の決定により、レースを一時中立化するためにセーフティーカーが使用される場合がある。セーフティーカーとは、オレンジライトを装備し、車両に「SAFETY CAR」(以下セーフティーカー)と書かれた車両のことを言う。
- (2) セーフティーカー導入の手順は以下のとおりとする。
セーフティーカーは、ライダー又はオフィシャルが危険な状況であるがレースを中断するほどではない場合に使用される。

セーフティーカー導入手順

- 1) 競技監督がセーフティーカー導入を決定したら、直ちに全てのフラッグマーシャルポストから黄旗振動と「SC」と書かれた白いボード(以下SCボード)が提示され、セーフティーカーの活動が終了するまで保持される。
- 2) セーフティーカーはオレンジの回転灯を点灯し、ピットレーンよりスタートするセーフティーカーは先頭車両の位置に関係なくコース上に合流する。
- 3) セーフティーカーが導入中も周回数はカウントされる。
- 4) 全ての競技車両はセーフティーカーを先頭に一列に整列し、それぞれ車両5台分(10m)程度以内の車両距離を保持して走行を続けなければならない。この時、競技車両同士及びセーフティーカーの追い越しは、以下の場合の例外時を除き厳禁とされる。
(例外)
 - ・セーフティーカーから合図を受けた場合。
 - ・前方を走行する車両がトラブル等で隊列について行けず、そのライダーから合図を受けた場合(トラブル等により隊列について行けなくなったライダーは、ラインを外し後続車に合図しなければならない)。
- 5) セーフティーカーは事故処理が終了し、なおかつレースの先頭車両が、セーフティーカーの直後につき、残りの車両がさらにその後方に整列するまで走行を続ける。
- 6) 特定の状況下では、競技監督はセーフティーカーにピットレーンを使用することを要請できる。この場合、セーフティーカーはオレンジライトが点灯していることを条件として、全車はセーフティーカー後方に続いて追い越しをすることなくピットレーンに進まなければならない。この状況にてピットレーンに入った車両は自己のガレージエリアに停車することができる。
- 7) セーフティーカー後方に一旦先頭ライダーがついた後、先頭ライダーがピットインした場合、先頭ライダーの次に位置するライダーをリーダーと見なし、そのままの隊列で周回を継続する。

セーフティーカー導入中のピットイン・アウト

- 8) セーフティーカー導入の間にピットインすることは許可される。セーフティーカー導入中にピットアウトする場合は、ピットレーン出口にあるグリーンライトが点灯されている間のみ許可される。それ以外はレッドライトによりピットレーン出口は閉鎖される。ピットアウトできなかった車両は、次のグリーンライトまで待たなければならない。

競技再開手順

- 1) 競技監督が次のコントロールライン又はスタートラインからのレース再開を決定したら、セーフティーカーはオレンジライトを消灯する。この時点で、セーフティーカー後方に並ぶ先頭車両が走行ペースを決定することができる。
- 2) セーフティーカーはその週の終了時点でピットレーンに入る。
- 3) セーフティーカーがピットレーンに進入すると同時に、全てのフラッグマーシャルポストから黄旗振動と「SC」ボードは一斉に撤去される。
- 4) 競技再開はシグナルブリッジにグリーンライトが点灯されることで合図され、同時にメインフラッグマーシャルポストのみグリーンフラッグが振動提示される。ただし、各車両は、コントロールライン又はスタートライン(ピットレーン含む)を通過するまでは、追い越しはできない。

セーフティーカー先導によるレース終了

- セーフティーカー導入中にレースが終了した場合、セーフティーカー先導のまま全車チェッカーフラッグを受けるものとする。

第32条 競技の中断

- (1) やむを得ない事情により、レースの続行が危険と判断された場合、競技監督は大会審査委員会の指示または同意を得て走行中の全競技車両をただちに停止させることができる。ただし、緊急の場合は競技監督の判断で停止あるいは、必要な処置をすることもある。
- (2) 全車停止の命令は、全ポストで赤旗を提示すること、またはレッドシグナルの点灯、またはその両方の併用によって合図される。
 - ① 競技中断の合図と同時に、走行中のライダーは、直ちに左手を上げ後続に合図を送らなければならない。その

後減速(急減速は禁物)し、ライダーは最大限の慎重と注意をもって進みオフィシャル指示に従いピットインし(SPA直入:ピットロードイエローライン右側に一列に。ノオートポリス:各自使用ピット前のピットロード補助レーン(ホワイト実線とホワイト実線間)に一列に)整列しなければならない。また、中断の合図が出された時点でピットロードを走行中のライダーは、ピットインしていたものとする。

②その場合に以下の事項を了解しているものとする。

- a) 競技車両およびオフィシャル車両がコース上にあるかもしれないこと。
- b) コース上は完全に閉鎖されているかもしれないこと。
- c) 天候の状態から、レース速度での走行は不可能になっているかもしれないこと。
- d) 車両がピットレーンに入ることができないかもしれないこと。

(3) 競技中断の手順

競技中断の手順は競技中断の合図が出される前に、スタート時刻からの経過時間または、先頭車両および先頭車両と同一周回を走行する全ての車両が何周終了していたかによって異なる。

- (A) ケースA: 先頭車両および先頭車両と同一周回数を走行する全ての車両が3周を完走していなかった場合、ライダーは最大限の慎重と注意をもって進みオフィシャル指示に従いピットインし(SPA直入:ピットロードイエローライン右側に一列に。ノオートポリス:各自使用ピット前のピットロード補助レーン(ホワイト実線とホワイト実線間)に一列に)整列すること。その車両のもとへ、1台につき1名のピットクルーが出向き、スタンドなどで保持することが許される。
- (B) ケースB: 先頭車両および先頭車両と同一周回数を走行する全ての車両が3周以上を完了し、当初のレース時間の2/3未満(小数点以下は切り捨て)の経過時間であった場合は、ライダーは最大限の慎重と注意をもって進みオフィシャル指示に従いピットインし(SPA直入:ピットロードイエローライン右側に一列に。ノオートポリス:各自使用ピット前のピットロード補助レーン(ホワイト実線とホワイト実線間)に一列に)整列すること。その車両のもとへ、1台につき1名のピットクルーが出向き、スタンドなどで保持することが許される。
- (C) ケースC: 当初のレース時間の2/3以上(小数点以下は切り捨て)経過している場合は、車両は事前に公示されたレース終了後の車両保管場所に停車すること。また、レースは、競技が中断される前の周回をもって終了したものとみなされる。

(4) 中断された競技の再開

危険な状態が解消した場合、競技監督は大会審査委員会の同意を得てレースを再開することができる。

(A) ケースA:

- ① 最初のスタートは無効とみなされる。
- ② 最初のグリッド表に記載されている車両は、全車再び元のグリッドよりスタートすることができる。
- ③ 車両に対する作業

競技中断の合図が出された時点で、ピット作業中の車両は合図が出された以降も引き続いて全ての作業を継続することができる。規定により、再スタートが許される車両の内、(SPA直入:ピットロードイエローライン右側に一列に。ノオートポリス:各自使用ピット前のピットロード補助レーン(ホワイト実線とホワイト実線間)に停車中の車両は、競技役員の指示が出た時点から、ピット作業を行うことができる。

ただし以下の作業は禁止される。

- ・燃料補給
- ・タイヤ交換(競技監督が認めた場合を除く)

(B) ケースB:

- ① 競技は2つのパートに分けられたとみなされ、順位は第1/ 第2パートでの周回数を合算し、同一周回数の場合は第2パートの順位に基づき決定される。
- ② 第1パート(すでに行われたレースの部分)の順位は、競技中断の合図が出された周回(計時記録のある)の直前の周回終了時点の順とする。この場合主催者は前のパートのレース結果、次のパートのレース時間、チェッカー時刻並びにスターティンググリッドを公示する。
- ③ 第2パートのグリッドは、第1パート終了時の車両の順位により配列されたグリッドとする。
- ④ 競技が中断された時に公式にリタイヤしていない車両だけが再スタートの資格を有する。
- ⑤ 車両に対する作業

競技中断の合図が出された時点で、ピット作業中の車両は合図が出された以降も引き続いて全ての作業を継続することができる。規定により、再スタートが許される車両の内、(SPA直入:ピットロードイエローライン

右側に一列に。／オートポリス:各自使用ピット前のピットロード補助レーン(ホワイト実線とホワイト実線間)に停車中の車両は、第2パートのグリッド表が発表され、競技役員の指示が出た時点から、ピット作業を行うことができる。ただし以下の作業は禁止される。

- ・燃料補給
- ・タイヤ交換(競技監督が認めた場合を除く)

(5)中断された競技の再開の手順

ケースA・ケースB いずれの場合においても、再スタート方法は、セーフティーカー先導によるローリングスタートとする。その手順は以下の通りとする。

- ①競技監督は競技再開時間を決定しピット放送並びにグリーンフラッグにて公示する。(SPA直入:ピットロードイエローライン右側に一列に。／オートポリス:各自使用ピット前のピットロード補助レーン(ホワイト実線とホワイト実線間)に停車していた車両は、第2パートスタート順に整列後ピット作業が出来る。自己のピット前で作業を行っていた車両は、(SPA直入:ピットロードイエローライン右側に一列に。／オートポリス:各自使用ピット前のピットロード補助レーン(ホワイト実線とホワイト実線間)へ移動は許可されない。
- ②(SPA直入:ピットロードイエローライン右側に一列に。／オートポリス:各自使用ピット前のピットロード補助レーン(ホワイト実線とホワイト実線間)に停車していた車両は、スタート5分前までに、ピット作業を完了しなければならず、それ以降は、自己のピット前にて作業を行っていた車両と共にピットスタートとなる。
- ③スタート5分前の時点で、セーフティーカーの直後に、5分前ボードが提示され、セーフティーカーはオレンジの回転等を点灯する。これ以降、通常のスタート進行同様の進行がなされ、メインフラッグ台にてイエローフラッグが振動提示された後、隊列はセーフティーカーの先導により走行を開始する。
- ④走行開始後は、本規則第34条に規定されるフルコースコーション状態とみなす。
- ⑤フルコースコーション状態の解除は、本規則第34条に準拠し、メインフラッグ台から、グリーンフラッグが振動表示され、シグナルブリッジにグリーンランプが点灯される。各自が、コントロールラインを通過した時点でフルコースコーションは解除され、レース状態に戻る。コントロールラインを通過するまでは、追い越しは厳禁とされる。
- ⑥セーフティーカー先導中の走行も周回数としてカウントされる。
- ⑦ピットスタートの車両は、フルコースコーション解除後、ピット出口の信号機の指示によりレースに復帰することができる。

第10章 レースの終了と順位の決定

第33条 レース終了

- (1)決勝レースはスタート後あらかじめ決められたレース時間が経過した時点、あるいは16:30の時点で、先頭車両に対しチェッカーフラッグが振られる。(3時間決勝レースを除く)
- (2)チェッカーフラッグは(SPA直入:3分間／オートポリス:5分間)表示される。

第34条 順位および完走の認定

SPA直入

- (1)順位認定は、コントロールライン上でチェッカーを受けて最終周回を完了したチームに対して優先的に与えられる。
- (2)順位は、レース終了時の周回数が多い者から決定される。同周回の場合は、コントロールライン通過順位によるものとする。
- (3)優勝チームの走行した距離の50%以上を走行したチームは、完走として認定される。
- (4)ピットレーン上にもコントロールラインは存在するものとし、そのコントロールラインを通過することによりチェッカーフラッグを受けることができる。
※ピットレーン上のコントロールラインは、コース上のライン延長線上とする。
- (5)ピットレーンでチェッカーを受ける場合については、以下の規定を遵守すること。
 - ①乗車しているライダーは正規に登録されたライダーであること。
 - ②ライダーは車検に合格した装備を完全に装着していること。

- (6)チェッカーを受けられなかったチームの内、完走認定されたチームは、チェッカーを受けたチームの後に順位付けされる。
- (7) 3時間決勝レースで総合優勝したチームは、5時間決勝レースへの出場権を得る。なお、総合優勝チームが5時間決勝レースへの出場を辞退した場合、総合2位以下のチームが順次繰り下げにてその権利を得る。総合優勝チームは、3時間決勝レース終了後の暫定表彰式終了までに出場の意志表明をしなければならない。

オートポリス

- (1)順位は、レース終了時の周回数が多い者から決定される。同周回の場合は、コントロールライン通過順によるものとし、加えて、チェッカーを受けて最終周回を完了したチームに対して優先的に与えられる。
- (2)順位は、レース終了時の周回数が多い者から決定される。同周回の場合は、コントロールライン通過順位によるものとする。
- (3)優勝チームの走行した距離の50%以上を走行したチームは、完走として認定される。

第35条 レース終了後のパドックインと暫定表彰

レース終了後の手順は次のように行う。

- ①チェッカーを受けたライダーは徐行し、コースを1周する。
- ②チェッカーフラッグが提示された時点で、ピットインしていた車両の出走は禁止される。

第36条 入賞車両の車両保管および再車検

- (1)レース終了後、完走したすべての車両は、車両保管解除の許可ができるまで指定された場所にて保管される。
- (2)保管車両で、必要に応じ分解検査を行う場合は、その該当車両のライダーもしくは登録されたピットクルーが分解しなければならない。
- (3)再車検により規定違反があった場合は失格とする。
- (4)車両保管解除発表後、競技役員は保管車両の責任は一切負わない。出場者は車両保管解除と同時に保管車両を速やかに引き取らなければならない。

——第11章 走行中の遵守事項——

第37条 走行中の遵守事項

- (1)走行中、ライダーは必ず左腕上部にライダー章を着用しなければならない。
- (2)いかなる場合もコース上・ピットロード上を逆方向に走行してはならない。競技役員の指示がある場合は除く
- (3)走行中、必要以上にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離したり、外につき出したりするような危険な姿勢をとってはならない。
- (4)走行中、車両はそれ自身が持つ動力、およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で、走行したり、加速したりしてはならない。
- (5)走行中他の人の援助を一切受けてはならない。他の人による援助とは、決められた位置についている担当のピットクルーおよび業務執行中の競技役員以外の者が車両に触れることをいう。
- (6)走行中、車両にいかなる者も同乗させてはならない。
- (7)事故または車両故障等でコース途中よりピットまで車両を押して戻る場合は、競技役員の指示に従わなければならない。

第38条 妨害行為

- (1)競技中ライダーは故意に他の車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為を行ってはならない。
- (2)メインストレート等コース上のストレート部分では、追越す目的或いはトラブルの場合を除いて、走行車線の進路変更をしてはならない。
- (3)上記の(1)・(2)の違反判定に対する抗議は受付られず、違反者に対しては大会審査委員会が定める罰則が適用され、重大な違反行為を行ったライダーは失格とされる。

第39条 ピットストップ

- (1)ライダーが交替する時はエンジンを停止しなければならない。
- (2)走行中、ピットの中にマシンを入れた場合、予選中は走行終了、決勝においては、リタイヤしたものと判定される場合がある。この決勝とはスタート前チェックが終了した時点からのことを言う。

第40条 ピットインおよびピットアウト

- (1)大会期間中を通じてピットロードの速度制限は(SPA直入:40km/h/オートポリス:60km/h)以下とする。
違反した場合は罰則を課す場合がある。
- (2)ピットロード出口シグナルライト(オートポリス:NGKタワー)について。
 - ①スポーツ走行、予選、決勝を通じて「レッドライト」が点灯しているときは、コースインしてはならず、「グリーンライト」が点灯しているときのみ、コースインすることができる。
 - ②コースインは、走行車両との合流に対し、最大限の注意を払い、各自の責任において行わなければならない。
- (3)ピットアウトしてコースインするライダーは、第2コーナーを通過するまで、コース左側ラインに沿って走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。

第41条 停止

- (1)コース内で停止する場合には、ライダーはただちに車両をコースの脇に寄せ、他のライダーの邪魔にならないようにしなければならない。
- (2)コース内で、車両をコースの進行方向と逆に押しやり、引いたりして車両を移動してはならない。ただし、競技役員
の指示のある場合はこの限りではない。

第42条 救済措置

- (1)決勝レース時に車両が停止した場合、競技役員による援助や、レッカー車によって車両をスタ前チェック場まで運ぶ救済措置をとることがある。この救済措置をうけることによって罰則を受けることはない。
 - ①セフティーゾーンからの脱出
 - ②レッカー車によるスタ前チェック場までの救済。
- (2)スタ前チェック場まで運ばれた車両は、ライダーまたはピットクルーによって自己のピット前の停車区域まで移動しなければならない。
- (3)救済の方法、および救済に要する時間等の抗議は一切受けられない。

第43条 リタイヤ

- (1)事故または車両故障などの理由でリタイヤする場合は、速やかにピット審判員に報告しなければならない。
- (2)リタイヤ届けをした車両で、ピット審判員からそのレースに支障がない地点まで車両を移動させることを指示された場合は、これに従わなければならない。
- (3)決勝レース中にピット内に車両を入れた時にはリタイヤとする場合がある。

第44条 抗議

- (1)正式に参加受理されたチーム監督のみ抗議することができる。車両または車両検査に対する抗議は、直ちにその意思を車検委員に伝えること。
- (2)暫定結果に対する抗議は暫定結果発表後30分以内に限り受けられる。
- (3)車両に関する抗議はレース終了後30分以内に限り受けられる。
- (4)競技役員の判定に対する抗議は受けない。
- (5)抗議しようとするときは、抗議対象事実発生後すみやかに、定められた手続きによって大会事務局に申し入れをしなければならない。抗議手続きは、大会事務局に備え付けの抗議申し立て書に記載し、1件につき、抗議保証金10,000円、ガソリンに関する抗議保証金は、100,000円をそえて大会事務局に提出しなければならない。
- (6)正式な手続きを踏んで提出された抗議申し立て書だけが受けられ、大会審査委員会において審議される。
- (7)大会審査委員会は、必要と認めた場合、証人をたて、その証言を求め、十分実情を調査したうえで裁定を下す。
- (8)大会審査委員会が下した裁定に対しては一切抗議することはできない。
- (9)抗議が成立した場合のみ抗議保証金が返還される。
- (10)上記各項に定める以外については、2019年MFJ 国内競技規則付則4 30 の定めによる。

第12章 レースの延期および中止

第45条 レースの延期および中止

- (1)大会審査委員会は、特別な事情が生じた場合、大会を延期あるいは中止することができる。
- (2)大会審査委員会の決定に対して全ての関係者は従わなければならない。
- (3)大会の中止と参加料等の返却は、次の表のとおりとする。参加者は、その他一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

事 例	参加料
予選が1回も行われず中止	選手受付した全チームに事務手数料¥3,000を差し引き返却
予選は行われ、決勝グリッド発表後中止	選手受付した全チームに事務手数料¥3,000を差し引き半額返却 5時間・3時間どちらか決勝スタートしたレースは返却しない
決勝スタートが行われたのち中止	返却しない

- (4)大会が延期になった場合、参加者が支払った参加料については、公式通知あるいは他の方法にて示す。

第13章 賞典

第46条 賞典

- (1)賞典は公式通知での案内とする。
- (2)予選参加台数が少数の場合は下記の通り制限する。

台 数	賞典の対象
15台以下	3位まで
20台以下	6位まで
25台以下	10位まで
30台以下	15位まで

- (3)暫定表彰式に出席しなかった場合は正賞副賞ともに受賞の権利を放棄したものとみなされる。

第14章 主催者の権限

第47条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- (1)参加申し込み受付に際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- (2)競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- (3)参加受付後であっても、競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による診断を受けるよう、要求する場合がある。ライダーがこれを拒否した場合、また、診断の結果走行に適さないと判断された場合は、当該ライダーの登録を取り消す場合がある。この決定に対する抗議は認められない。
- (4)レースナンバーの指定、あるいはピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- (5)やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの指名登録または変更について許可することができる。
- (6)すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版、広告に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- (7)5チーム以内の範囲で決勝出場者を招待することができる。この件に際しての抗議は一切受けない。
- (8)公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。

第15章 損害の補償・大会役員の実務

第48条 損害の補償

- (1)車両の破損

参加者は、車両およびその附属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。

(2) 損傷の責任

競技会開催期間中、またはその前後に起きたライダーおよびピットクルー、ヘルパーの損傷は自らが責任を負うものとする。

第49条 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは主催者・大会役員・競技役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、もしその行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルーおよび車両等の損害に対して、大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

——第16章 その他——

第50条 大会特別規則ブルテン

主催者は年度途中においても特別規則について見直しを行う場合がある。その内容は、九州エンデュランスフェスタ特別規則ブルテンで発表される。

また、九州エンデュランスフェスタ共通車両規則解釈についても、統一の解釈をブルテンで発表する場合がある。発表は下記ホームページとする。

<http://www.autopolis.jp>

上記ホームページにてブルテンを確認できない参加者は、各主催者へ申し出て、ブルテンを郵送にて受け取ることを。

第51条 負傷時の医療室受診義務

転倒・事故等により負傷した場合、必ず各サーキットメディカルセンターにて受診し記録を残さなければならない。また、負傷の度合いにより下記の応需病院に搬送される場合がある。

SPA直入

大久保病院:	大分県竹田市久住町柏木6026-2	TEL:0974-64-7777
大分三愛メディカルセンター:	大分県大分市1213	TEL:097-541-1311
大分大学医学部付属病院:	大分県由布市狭間町医大ヶ丘1-1	TEL:097-549-4411
永富脳神経外科病院:	大分県大分市西大道2-1-20	TEL:097-545-1717

オートポリス

川口病院:	熊本県菊池市隈府823-1	TEL:0968-25-2230
熊本セントラル病院:	熊本県菊池郡大津町室955	TEL:096-293-0555
菊池中央病院:	熊本県菊池市田井島1-5-1	TEL:0968-25-3141
済生会熊本病院:	熊本県熊本市南区近見5-3-1	TEL:096-351-8000

第52条 規則の施行

本規則は2019年1月1日より施行する。

以上
九州エンデュランスフェスタ 大会事務局

SPA
NOIRI
YOUR RACING COURSE

AUTOPOLIS
*INTERNATIONAL
RACING COURSE*